

## 令和6年度【特例退職被保険者制度】加入手続のご案内

「特例退職被保険者制度」(以下、(特退))へ加入する旨のご連絡をいただきましたので、加入申請書類一式を送付いたします。

(特退)は最長で後期高齢者医療制度の該当まで加入できる健康保険制度です。(現行75歳の誕生日の前日まで。ただし、法改正等に変更になることがあります。)

他の健康保険制度に加入(就職)等、資格喪失事由に該当した場合は資格喪失(脱退)になります。資格喪失事由等の詳細は東芝健保ホームページをご確認ください。

### 【(特退)の加入条件】

1. 老齢厚生年金の受給手続きを行っていること
2. 日本国内に住民票を有すること
3. 東芝健保の被保険者期間が20年以上、または40歳以降に10年以上あること

### ◎年齢に注意

(特退)の加入条件に「老齢厚生年金の受給申請を行う」がありますが、平成25年4月から公的年金の受給開始年齢が段階的に引上がったことから、(特退)の加入年齢も引上がっていますのでご注意ください。

ただし、「年金繰上げ受給」の手続きをして年金を受け取る場合には、繰上げた月から(特退)に加入できます。年金繰上げは、受給額の減額などのデメリットもありますので、年金事務所でご確認ください。

### ◎加入年齢到達後に加入を希望する方

加入年齢到達後に(特退)加入を希望する場合は、加入資格発生日から3か月以内に当健保レセプト管理センターまで直接連絡いただき手続を行う必要があります。期限を過ぎると加入できませんのでご注意ください。

加入資格発生日とは、老齢厚生年金証書が届いた日(国民健康保険や家族の健康保険に加入していた場合)、任継制度の資格喪失日、再就職先の健康保険の資格喪失日等です。

### ◎退職後の健康保険の選択

- 国民健康保険とよく比較検討をしてお決めください。
- 国民健康保険の保険料は離職理由(非自発的失業者に該当した場合)によっては、負担を軽減する制度があります。詳しくはお住いの市区町村の国民健康保険担当窓口にお問合せください。

### ◎保険料の決まり方

- 保険料は、会社負担がなくなり、全額個人負担となります。
- 保険料の算出基礎となる標準報酬月額は、前年9月30日における東芝健保の特退者を除く全被保険者の平均標準報酬月額を月額等級表にあてはめ、その等級を超えない範囲で組合規約で定めた額(等級)となり、毎年4月に改定されます。

(令和6年度の標準報酬月額は280,000円(21等級))

- 算出方法(月額)

区分	徴収対象者	保険料算出の計算式	金額
健康保険料	(特退)加入者全員	280,000×保険料率(9.0%)	25,200円
介護保険料	65歳未満の方および65歳以上で、40～64歳の被扶養者を有する方	280,000×保険料率(1.8%)	5,040円

※退職後のご自身の収入による変動はありません。

※保険料率は毎年見直しになりますので、年に一度健保から通知で案内します。

## ◎保険料納付単位および納付方法

- 加入時に保険料の納付単位（毎月払い、年払い（前納））を選択します。  
年払い（前納）は加入月から翌年3月までの保険料を前払いすることで、割引（年4%複利計算）になります。
- 初回保険料は加入（健康保険証受領）後に振込でのお手続きとなります。納付期限までに納付（振込）がない場合、加入取消になりますので、ご注意ください。2回目以降は口座引落になります。

初回保険料の振込手続き方法については（特退）の健康保険証発送時に通知を同封します（振込手数料は個人負担）。

### ① 毎月払いを選択した場合

- ・初回分（加入月1カ月分、手続きの時期によっては2カ月分）の保険料を納付期限までに振込。
- ・2回目以降、毎月6日（休日の場合は翌営業日）に登録口座より引落。

### ② 年払い（前納）を選択した場合

- ・初回分（加入月から翌年3月まで）の保険料を納付期限までに振込。次年度以降、登録口座より引落。

（例）取得日 4月1日から4月30日

納付期間 4月～翌年3月分

納付期限 4月末日（土・日・祝日の場合は翌営業日）

年払い（前納）保険料は納付期限が加入月の月末（土・日・祝日の場合は翌営業日）と健康保険法で定められています。そのため、加入日が月末に近い場合や加入日にかかわらず、加入手続きの書類が加入月の20日以降に届いた場合などは前納の申出に添えないこともあります。申出に対する可否については、（特退）の健康保険証発送時に同封の保険料通知でご確認ください。

- 次年度以降の保険料の納付方法については、年に一度健保から通知で案内します。

## ◎加入手続の期限

- 加入手続の期限は退職日（または任継資格喪失日）前に年金手続きを行なっている場合は、退職日の翌日（または任継資格喪失日）から起算して3カ月以内です。また、退職日（任継資格喪失日）までに年金手続きを行っていない場合は、年金の手続きを行い年金証書が届いた日の翌日から起算して3カ月以内です。
- 「国民健康保険」「家族の健康保険の扶養」から加入する場合は、年金証書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に手続きを行わないと（特退）に加入することはできませんのでご注意ください。また「国民健康保険」「家族の健康保険の扶養」から加入する場合の資格取得日は加入申請書類受理日の翌月の1日になります。

## ◎（特退）健康保険証について

- （特退）の健康保険証は厚生労働省の指導により、原則、加入日より前にお渡しすることができません。加入日以降、当健保レセプト管理センターより登録住所へ発送します。加入時に健康保険証と「特退のしおり」等を同封しますので、必ず目を通し、変更事項があれば必ず健保へ手続きを行ってください。
- 令和6年12月2日に健康保険証が廃止されることに伴い、マイナンバーカードに保険証利用の登録をした「マイナ保険証」の利用を促進しています。マイナ保険証は、質のよい医療が受けられるなどのメリットがあります。マイナンバーカードの取得、保険証利用の登録を行い、マイナ保険証で医療機関を受診してください。

## ◎その他

提出書類は加入日の20日前より受け付けします。記入漏れや証明書類の添付忘れがないか再度チェックをしてから提出してください。

- ・個人番号が記載された提出書類は簡易書留、レターパック、書留など必ず配達記録が残る方法で送付ください。

加入を希望する場合は提出書類を確認のうえ、すみやかに手続きをお願いします。

## ◎提出書類

### (1) 被保険者（本人）の資格取得に関するもの

チェック欄

- ( ) ① 特例退職被保険者資格取得申請書(健保指定用紙・両面)
- ( ) ② 承諾書(健保指定用紙) \*必ず記名
- ( ) ③ 東芝健康保険被保険者期間 兼 年金受給権資格証明書(健保指定用紙)
- ( ) ④ 住民票 (市区町村で発行)  
\*本人申請のみの場合、本人のみ記載で可。被扶養者を申請する場合は(2)③参照。
- ( ) ⑤ 『国民年金・厚生年金保険年金証書』または『年金決定(裁定)通知書』のコピー  
\*申請時点ですでに発行されている場合は必ず添付してください。(年金手帳、東芝企業年金基金の裁定通知書は不可)  
\*退職日(任継資格喪失日)の直前に年金受給開始年齢に達する等の理由により、申請時点で未手続きの場合、または厚生年金を繰上げ受給する場合は、すぐに裁定請求の手続きを行い、手続き当日に渡される「厚生年金裁定請求の受付控」のコピーを必ず添付してください。  
また、後日送付される『国民年金・厚生年金保険年金証書』が自宅に届き次第コピーを当健保レセプト管理センターまで提出してください。
- ( ) ⑥ 東芝健保以外の健康保険に加入している場合、次のいずれかの書類をご提出ください。  
\*就職している(していた)場合※1～3のうちいずれか1部  
1. 「退職願」(雇用先の押印があるもの)  
2. 「退職証明書」(「退職予定証明書」でも可)  
3. 「健康保険資格喪失証明書」(原本)  
\*東芝健保以外の任意継続保険から加入の場合  
「健康保険資格喪失証明書」(原本)  
\*国民健康保険・家族の健康保険から加入の場合  
「加入中の健康保険証」のコピー
- ( ) ⑦ 個人番号を確認する証明※1～3のうちいずれか1部  
1. マイナンバー通知カードのコピー  
2. マイナンバーカードの番号記載面のコピー  
3. 個人番号付の住民票(希望すれば住民票に記載される。④と兼用可)

### (2) 被扶養者（家族）の届出に関するもの

※被扶養者(家族)の扶養申請をする場合は、家族の被扶養者資格があるか次のA～Eを確認のうえ、手続きを進めてください。被扶養者資格がない場合は申請できません。

- A. 主として被保険者の収入によって生計が維持されている
- B. 家族の年間収入は被扶養者の収入基準額を超えておらず、被保険者と同居の被扶養者の場合、被保険者の年収の2分の1未満である
- 【被扶養者の収入基準額】(注)  
年間130万円未満 ※月額108,334円未満  
(60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害年金を受けられる程度の障がい者の場合は180万円未満 ※月額150,000円未満)  
(注)厚生労働省公表により2023年10月から導入の「年収の壁・支援強化パッケージ」による被扶養者の一時的な年収超過対応については、東芝健保ホームページ「健保のしくみ」－「家族の加入について」－「年収の壁」に対する政府の施策について(2023年10月より)をご確認ください。
- C. お勤め先の健康保険制度に加入していない  
(次ページにつづく)

(前ページよりつづき)

D. 別居の被扶養者へ送金しており、送金額は条件を満たしている

**【送金条件】**

- ・被扶養者の年間収入より被保険者からの援助による送金額が多いこと。
- ・年間送金額は下限送金月額（1人あたり4万円）の12カ月分以上であること。

E. 国内居住要件を満たしている

国内居住要件とは日本に住民票があり、日本国内に生活の基礎があること。

国内居住要件の例外については特例退職被保険者資格取得申請書(裏面)を参照。

**【被扶養者申請に必要な書類】**

( ) ①扶養状況届（認定対象者1人1枚記入）・・・・・・・・・・健保指定用紙

( ) ②認定対象者の所得証明書（収入が「0」の場合も必要）・・・・・・・・・・市区町村で発行

**【16歳以上の認定対象者は収入がない人でも必要。高校生のみ「在学証明書」でも可】**

( ) ③住民票（市区町村で発行）

\*被扶養者を申請する場合は世帯全員分、続柄が記載されたもの。

\*日本に住民票がなくても例外的に認められる要件（国内居住要件の例外）に該当する場合は、住民票にかえて該当することを確認する書類の提出が必要です。詳細は添付書類の特例退職被保険者資格取得申請書(裏面)を参照してください。

④認定対象者が別居の場合

**（認定対象者の年間収入より被保険者からの援助による送金額が多いこと、年間送金額は下限送金月額の12カ月分以上あること）**

( ) \*下限送金月額（1人あたり40,000円）以上の1回分の送金証明書

送金証明書は、銀行の振込明細書（写）や現金書留の控え（写）など、第三者からみて被保険者から認定対象者に送金している事実がわかる書類とし、提示を求められたらいつでも提示できるようにする。

( ) \*送金計画書（健保指定用紙）

**【通学が理由で別居している高校・大学生の場合は上記の送金証明書・送金計画書の代わりに「在学証明書」でも可】**

( ) \*別居世帯の全員が表記された住民票

( ) ⑤認定対象者が各種年金を受給している場合、直近の各種年金振込通知書（コピー）

\*各種年金の種類（老齢年金、個人年金、企業年金、障害年金等）

⑥認定対象者がパート、アルバイト等の収入がある場合

( ) \*雇用内容証明書（健保指定用紙）

( ) \*直近1ヶ月分の給与明細書（コピー）

**※扶養認定については上記①～⑥以外にも認定要件の確認に必要な書類の提出をいただく場合があります。**

**(3) 保険料の納付に関するもの**

( ) 『(特退)預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (収)・(加)』

(健保指定用紙・記入例と3枚つづりの用紙)

**【留意事項】**

- ・口座名義は被保険者名義に限ります。また保険給付費等の振込先にもなります。
- ・ネット銀行（楽天銀行など）やクレジットカードは利用できません。ご注意ください。
- ・保険料は現金での納付も可能です。希望する場合は当健保レセプト管理センターまでお問い合わせください。

**【手続き】**

- ・用紙に**必要事項を楷書で正確かつ丁寧に記入**し、口座引き落としをする金融機関により、次の**①、②いずれかの手続きを行ってください**。
- ・不備があった場合は当健保レセプト管理センターより連絡しますので、その際には対応をお願いします。

①「ゆうちょ銀行以外」の銀行・信用金庫・農協等で口座引き落とし

金融機関窓口での事前の手続き	当健保レセプト管理センターに提出するもの
<b>必要</b> (※1)	2枚目（東芝健保用）に金融機関受付印の押印のあるもの (3枚目のお客様控は提出不要)

(※1) ゆうちょ銀行以外の金融機関は事前に必ず金融機関窓口での手続きが必要です。事前手続きなしでの提出が増えていますので、ご注意ください。

②「ゆうちょ銀行」で口座引き落とし

金融機関窓口での事前の手続き	当健保レセプト管理センターに提出するもの
<b>不要</b> (※2)	1枚目（金融機関用）および2枚目（東芝健保用）の2枚を提出 (3枚目のお客様控は提出不要)

(※2) ゆうちょ銀行では事前に窓口での手続きは不要ですが、提出後の確認で「お届け印が違う」「印影が不鮮明」等が判明する不備が増えています。不備の場合には用紙の再提出が必要となり、引き落とし開始までに時間がかかります。

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜2-8-12

(アテンド オン タワー8F)

東芝健康保険組合レセプト管理センター

(特退・任継担当) TEL 045-470-3225